

**卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！**

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3ヶ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間(原則3ヶ月):対象者1人につき月額10万円、

有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円

支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

※ 「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヶ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

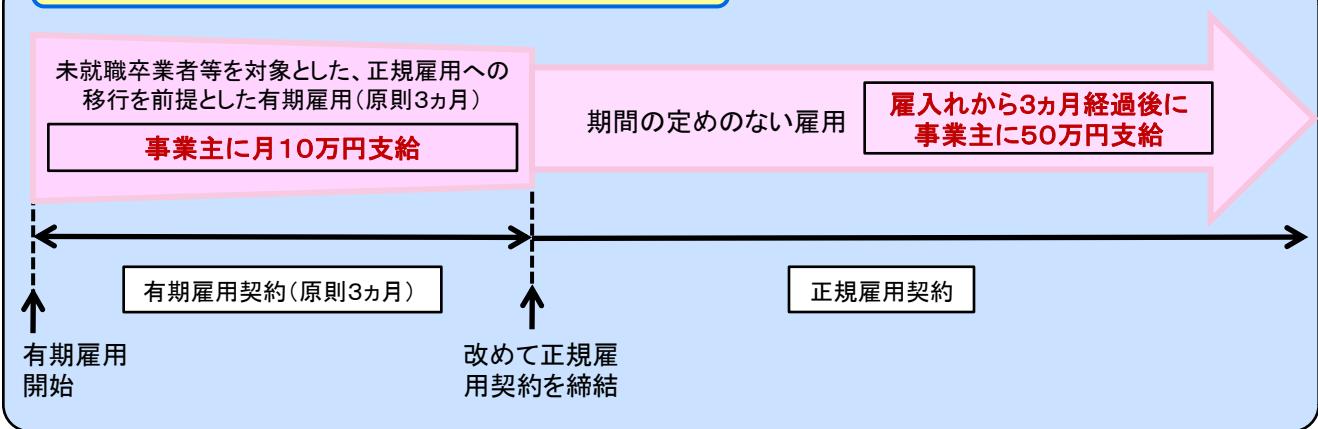
対象となる未内定新卒者の条件

- 平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定（平成22年度の新規学卒者については、卒業日以降に本制度を利用できます）。
※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）。
- 40歳未満。
- ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間（原則3ヶ月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）
 - 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
(雇入れから3ヶ月経過後に支給)
- ※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ

① ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人
(既卒者トライアル雇用求人)の提出



② ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介(面接)



③ (採用が決定した場合)有期雇用(原則3ヶ月)の開始

※既卒者トライアル雇用実施計画書の提出が必要です



④ 有期雇用終了後、実施結果報告書の提出

※有期雇用終了日の翌日から起算して1ヶ月以内に提出



⑤ 奨励金の支給:対象者1人につき月額10万円(最大30万円)



⑥ 正規雇用開始から3ヶ月後、奨励金支給申請書の提出

※3ヶ月経過後の翌日から起算して1ヶ月以内に提出



⑦ 奨励金の支給:対象者1人につき50万円

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク